



県章

群馬県報

平成26年
10月10日(金)
第9239号

目次

ページ

規 則	
○群馬県県税条例施行規則等の一部を改正する規則(税務課)	2
告 示	
○軽油引取税に係る特約業者の指定(税務課)	5
○保安林予定森林(森林保全課)	5
○路線の認定(道路管理課)	6
○道路の区域決定(同)	6
○同	6
○同	7
○道路の区域変更(同)	7
○同	7
○同	8
○同	8
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO・多文化共生推進課)	9
○土地改良事業計画の変更に係る縦覧(農村整備課)	9
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施(警察本部会計課)	10
落 札	
○落札者等の決定(会計課)	12
○同	12
○同(心臓血管センター)	13
○同(小児医療センター)	13

■ 規 則

群馬県条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十六年十月十日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第六十一号

群馬県条例施行規則等の一部を改正する規則

(群馬県条例施行規則の一部改正)

第一条 群馬県条例施行規則(昭和三十四年群馬県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第五十条の表第七十六号の十様式の項中「第七十条第七項」を「第七十条第六項」に改める。

第七号の二様式裏面、第八号の二様式裏面及び第九号様式(第九号様式の個人の事業税領収証書の裏面)中

群馬県指定金融機関	群馬銀行(本店及び支店)
群馬県指定代理金融機関	群馬県信用農業協同組合連合会

を

群馬県指定金融機関	群馬銀行(本店及び支店)
-----------	--------------

に改

め。
第十号様式中

100分の3	100分の3.5	100分の4
--------	----------	--------

を

100分の3	100分の4
--------	--------

に改め、同様式

(第十号様式の不動産取得税領収証書の裏面)中

群馬県指定金融機関	群馬銀行(本店及び支店)
群馬県指定代理金融機関	群馬県信用農業協同組合連合会

を

群馬県指定金融機関	群馬銀行(本店及び支店)
-----------	--------------

に改

め、同様式別表中

地積・床面積及び評価額の合計			
評価額計①円	評価額の控除額計②円	課税標準額③千円	税率④(③×税率)円

を

地積・床面積及び評価額の合計			
評価額計①円	評価額の控除額計②円	課税標準額③千円	税率④(③×税率)円

に

改め、同様式別表備考2中

課税標準額③千円	税率

を

課税標準額③千円	税率

に

変更した税額			
差引増減額			

を

変更した税額				
差引増減額				

に改め

る。

第十号の二様式(第十号の二様式第一片及び第三片の裏面)、第十号の三様式(第十号の三様式第一片及び第三片の裏面)、第十一号様式(第十一号様式の自動車税納付書の裏面)、第十二号の二様式(第十二号様式の鈺区税領収証書の裏面)、第十二号の四様式(第十二号の二様式第一片及び第三片の裏面)、第十三号様式(第十三号様式第一片及び第三片の裏面)、第十四号様式(第十四号様式第三片の裏面)、第十五号様式(第十五号様式第一片及び第三片の裏面)、第十六号様式(第十六号の二様式第一片及び第三片の裏面)、第十六号の三様式(第十六号の三様式自動車税納付書の裏面)、第十六号の五様式(第十六号の五様式自動車税納付書の裏面)、第十七号様式(第十七号様式第一片及び第三片の裏面)及び第十七号の二様式(第十七号の二様式第一片及び第三片の裏面)中

群馬県指定金融機関	群馬銀行(本店及び支店)
群馬県指定代理金融機関	群馬県信用農業協同組合連合会

を

群馬県指定金融機関	群馬銀行(本店及び支店)
-----------	--------------

に改

める。

第四十号様式表面中「第207条の3第1項」を「第146条の9第1項」に改める。

税率	税率	税率	税率	税率
----	----	----	----	----

第五十号の三様式及び第五十号の三の二様式中

を

に改める。

第五十一号様式(第一片)中

群馬	群馬
前橋	前橋

を

群馬	群馬
前橋	前橋

に改め、同様式(第

二片)中

群馬	群馬
前橋	前橋

を

G	M
T	B

に改め、同様式(第

三片)中

群馬	群馬
前橋	前橋

を

群馬	群馬
前橋	前橋

に改める。

第七十六号の十様式中「第70条第7項」を「第70条第6項」に改める。

(群馬県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 群馬県税条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十二年群馬県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則別記様式第一号(附則別記様式第一号第一片及び第三片の裏面)中

群馬県指定金融機関	群馬銀行(本店及び支店)
群馬県指定代理金融機関	群馬県信用農業協同組合連合会

を

群馬県指定金融機関	群馬銀行(本店及び支店)
-----------	--------------

に改

める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年十月十四日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中群馬県税条例施行規則第五十条の改正規定、同規則第十号様式の改正規定(同様式(第十号様式の不動産取得税領収証書の裏面)の改正規定を除く。)、同規則第四十号様式表面、第五十号の三様式、第五十号の三の二様式及び第七十六号の十様式の改正規定並びに次項の規定 公布の日 平成二十六年十月十七日
 - 二 第一条中群馬県税条例施行規則第五十一号様式の改正規定 平成二十六年十月十七日
- 2 この規則により改正された様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。

■ 告 示

◎群馬県告示第291号

群馬県県税条例(昭和25年群馬県条例第32号)第146条の2第1項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を行った。

平成26年10月10日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 特約業者の名称及び代表者の氏名 伊勢崎流通センター事業協同組合 理事長 多賀谷剛
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地 伊勢崎市三室町6232-1
- 3 特約業者の指定年月日 平成26年9月1日

◎群馬県告示第292号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

平成26年10月10日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 桐生市菱町二丁目字高畑2600から2603まで、字小畑2604、2606、字西ノ入2611の1・2611の3(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、菱町五丁目字朝日沢927の3
- (2) 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 甘楽郡南牧村大字熊倉字大上乙895
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課並びに桐生市役所及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定により、県道の路線を次のように認定する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月10日

群馬県知事 大澤 正 明

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地	備考
		終 点		
142	綿貫篠塚線	高崎市綿貫町	伊勢崎市、太田市	
		邑楽郡邑楽町大字篠塚		

◎群馬県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課、群馬県高崎土木事務所、群馬県伊勢崎土木事務所、群馬県太田土木事務所及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月10日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	綿貫篠塚線	高崎市綿貫町字堤784番の1地先から邑楽郡邑楽町大字篠塚字馬場2672番の1地先まで	6.2～46.4	35428.7

◎群馬県告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月10日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル

県道	古戸館林線	館林市大谷町字小蓋前1046番の1地先から同市赤土町字赤土796番の4地先まで	13.0~28.0	1230.0
----	-------	---	-----------	--------

◎群馬県告示第296号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月10日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	除川板倉線	邑楽郡板倉町大字板倉字中耕地1725番の8地先から同郡同町大字同字宮前754番の1地先まで	7.5~14.7	1109.0

◎群馬県告示第297号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月10日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	354号	佐波郡玉村町大字福島320番の4地先から伊勢崎市田中町396番の1地先まで	前	11.1~46.0	3030.0
		佐波郡玉村町大字福島320番の4地先から伊勢崎市境木島字諏訪久保949番の1地先まで	後	11.0~53.6	10842.0

◎群馬県告示第298号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月10日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	354号	太田市新田下田中町21番の1地先から同市福沢町175番の2地先まで	前	19.0～65.2	7933.5
		太田市新田下田中町21番の1地先から同市東別所町1番の1地先まで	後	16.9～91.6	11212.5

◎群馬県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月10日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	354号	太田市龍舞町83番の1地先から邑楽郡邑楽町大字篠塚字馬場2718番の4地先まで	前	26.2～70.2	2987.6
		邑楽郡大泉町大字坂田1086番の1地先から同郡邑楽町大字篠塚字馬場2718番の4地先まで	後	26.2～70.2	5100.6

◎群馬県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課、群馬県高崎土木事務所、群馬県伊勢崎土木事務所、群馬県太田土木事務所及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月10日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル

一般国道 354号	高崎市綿貫町字原北1678番の1地先から邑楽郡邑楽町大字篠塚字鶉岡3351番の10地先まで	前	6.2~46.4 3.5~81.5	35709.5 35377.4
		後	3.5~81.5	35377.4
	伊勢崎市境木島字諏訪久保945番の1地先から同市境萩原字萩原1775番の2地先まで	前	5.7~17.4	1405.0
		後	—	—
	邑楽郡邑楽町大字篠塚字大黒1645番の3地先から館林市赤土町字赤土796番の4地先まで	前	7.3~28.0 4.0~71.3	5854.3 6226.0
		後	4.0~71.3	6226.0
	館林市羽附旭町字淵上378番の1地先から邑楽郡板倉町大字板倉字宮前754番の1地先まで	前	7.5~14.7 23.8~56.4	4167.1 4541.0
		後	23.8~56.4	4541.0

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部NPO・多文化共生推進課において縦覧に供する。

平成26年10月10日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成26年9月22日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人オキザリスちやいるどクラブ
- 3 代表者の氏名 村中祐邦
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市二之宮町1812番地7
- 5 定款に記載された目的 この法人は、幼児・学童に対して、教育や児童福祉・児童健全育成に関する事業を行い、児童福祉に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、松義台地土地改良区の土地改良事業計画（維持管理）の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成26年10月10日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 変更後の定款の写し
 - (2) 変更後の土地改良事業計画書（維持管理）の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成26年10月14日から同年11月12日まで
- 3 縦覧に供する場所 富岡市役所及び安中市役所

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年10月10日

群馬県警察本部長 富田 邦 敬

1 調達内容

- (1) 入札件名 渋川警察署新庁舎用事務机等の購入
- (2) 数 量 両袖デスクほか103品目 1, 458品
- (3) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (4) 納入期限 平成27年2月2日（月）から同月20日（金）までの指定する日
- (5) 納入場所 渋川警察署新庁舎 群馬県渋川市行幸田中之面351番1
- (6) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成26・27年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成26年10月30日（木）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年11月7日（金）午後5時までに資格者名簿への登載を確認し、群馬県警察本部警務部会計課契約係へその旨を連絡すること。

- (3) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。

3 入札参加申請書等の提出場所等

- (1) 入札参加申請書（以下「申請書」という。）等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及

び問い合わせ先 〒371-8580 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部警務部会計課契約係 電話027-243-0110 内線2215、2216又は2217

(2) 入札説明書等の交付方法 平成26年10月10日(金)から同月30日(木)まで(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。

(3) 競争参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書を次により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について警察本部が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、競争参加資格確認結果は、平成26年11月10日(月)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 平成26年10月30日(木)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「渋川警察署新庁舎用事務机等の購入入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 平成26年11月19日(水)午前10時30分 群馬県警察本部庁舎地下1階入札室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月18日(火)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県警察本部警務部会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「渋川警察署新庁舎用事務机等の購入入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書類作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Kunitaka Tomita, Chief of Gunma Prefectural Police Headquarters

(2) Products to be purchased: Double personal desk and other 103 items, 1,458 set

(3) Delivery period: The specified date and time within the period from February 2 to 20, 2015

(4) Delivery place: The new Shibukawa police station

(5) The time, date, and place for the opening of tender: Wednesday, November 19, 2014 at 10:30 a.m., Gunma Prefectural Police Headquarters, tender room(B1), 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-Ken, 371-8580, Japan

(6) Contact point for the notice: Contract Section, Finance Division, department of Police Administration, Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-Ken, 371-8580, Japan, TEL 027-243-0110(ext. 2215~2217) (Japanese only)

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

平成26年10月10日

群馬県知事 大澤 正 明

1 落札に係る物品等の名称、数量、落札者の名称、落札者の所在地及び落札金額

番号	物品等の名称	数量	落札者の名称	落札者の所在地	落札金額
①	凍結防止剤散布装置（車載式、1.0m ³ 、ベルトコンベヤ式）	6台	日の丸ディーゼル（株）	前橋市高井町1-35-32	21,119,616円
②	凍結防止剤散布装置（車載式、1.5m ³ 、ベルトコンベヤ式）	1台	日の丸ディーゼル（株）	前橋市高井町1-35-32	3,582,792円
③	凍結防止剤散布装置（車載式、0.3m ³ 、自然流下式）	1台	日の丸ディーゼル（株）	前橋市高井町1-35-32	1,068,552円
④	マルチスノープラウ（小型トラック（2t）又は中型トラック（4t）装着用）	1台	日の丸ディーゼル（株）	前橋市高井町1-35-32	2,158,704円

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

3 落札者を決定した日 平成26年9月24日

4 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

5 入札公告をした日 平成26年8月15日

次のとおり落札者を決定した。

平成26年10月10日

群馬県知事 大澤 正 明

1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び落札金額

購入物品	予定数量	落札金額
Canon LBP9510C用トナーカートリッジ及び回収トナーボックス		
ア トナーカートリッジ（ブラック）（大容量）	285本	21,622円/本
イ トナーカートリッジ（イエロー）（大容量）	86本	27,028円/本
ウ トナーカートリッジ（マゼンタ）（大容量）	86本	27,028円/本
エ トナーカートリッジ（シアン）（大容量）	85本	27,028円/本
オ トナーカートリッジ（ブラック）（通常容量）	571本	13,536円/本
カ トナーカートリッジ（イエロー）（通常容量）	172本	18,207円/本

キ トナーカートリッジ(マゼンタ)(通常容量)	172本	18,207円/本
ク トナーカートリッジ(シアン)(通常容量)	170本	18,207円/本
ケ 回収トナーボックス	20本	3,300円/本

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成26年9月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社両毛システムズ 群馬県桐生市広沢町3丁目4025番地
- 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 6 入札公告をした日 平成26年8月15日

次のとおり落札者を決定した。

平成26年10月10日

群馬県立心臓血管センター院長 大島 茂

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 ICU情報管理システムハードウェア 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立心臓血管センター事務局経営課 群馬県前橋市亀泉町甲3-12
- 3 落札者を決定した日 平成26年9月12日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社栗原医療器械店前橋支店 群馬県前橋市荒牧町2-39-7
- 5 落札金額 39,960,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成26年8月1日

次のとおり落札者を決定した。

平成26年10月10日

群馬県立小児医療センター院長 丸山 健一

- 1 落札に係る借入物品等の名称及び数量 基準寝具及び基準外リネン貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立小児医療センター事務局経営課 群馬県渋川市北橋町下箱田779番地
- 3 落札者を決定した日 平成26年8月29日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社栄久 群馬県伊勢崎市境上矢島670番地の2
- 5 落札金額 55,806,874円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成26年7月11日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
